

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(佐藤清隆君) 皆様、改めまして、おはようございます。

ただいまから令和8年第2回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は全員であります。富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長(佐藤清隆君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(佐藤清隆君) 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

---

○会議録署名委員の指名

○議長(佐藤清隆君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

3番 深谷 昇 委員

5番 猪狩 秀信 委員

の2名を指名いたします。よろしくお願いします。

---

○会期の決定

○議長(佐藤清隆君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(佐藤清隆君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長(佐藤清隆君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第3号別紙1から別紙4につきましては、基盤整備事業の完了に伴い、3名の申請者による土地交換に関する案件であることから、事務局長より一括して朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡邊しげ子推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（渡邊しげ子君） おはようございます。渡邊と申します。この議案に対しまして、4月9日木曜日に、会長をはじめ、深谷さん、原田さん、横田さん、事務局2名、そして私、7人で現地立会いを行ってきましたので、ご説明いたします。

場所は、上本橋を背に200メートル富岡寄りに走った左側になります。これ電柱へ田ノ口線の20東10と書いてありました。当日は、行政書士の坂本和久さんの立会で説明を受けてきて、今事務局長から説明とかありましたので、お分かりかと思えます。よろしくお願ひします。申請内容と相違なく、当日の話合い、立会いにおいては何ら問題にすべき点は見当たりませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

小坂さん。

○8番（小坂竜也君） 8番、小坂です。今、別紙資料、A3の確認なのですが、こちら交換前、交換前と上段も下段も両方記載があるので、下段が交換後でよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 事務局長。

○事務局長（佐藤美津浩君） すみません。申し訳ありません。上が交換前、下が交換後になります。失礼しました。

○8番（小坂竜也君） 分かりました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかご質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより議案第3号別紙1から順に採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第3号別紙1を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第3号別紙2を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第3号別紙3を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第3号別紙4を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第4号別紙1に進みます。

事務局長の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である横田貢一推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（横田貢一君） 推進委員の横田と申します。現地調査日に関しましては、先ほど渡邊しげ子さんのほうから報告あったとおりであります。申請地の場所なのですけれども、いわき浪江線沿いの大山祇神社を町のほうに300メートルくらい行った元キタザキ商店というお店がありまして、その向かいの進入路部分、一部に今回この申請を行ったということでもあります。特に、長年使っていた進入路の一部が畑だったということで、今回太陽光エネルギー関係の中身で正しい申請を行うということになりますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はござ

いますか。

1番、林さん。

○1番（林 秀樹君） 1番、林です。ちょっとこの関係とはずれてくるような話ではあると思うのですが、ちょっと事務局側にも1つということで、自分も、皆さんご承知のとおり、ここ何か月かで土地購入して、営農しているのですが、一緒に付随して宅地とかも購入すると、昔の法律と今の法律でちょっと合わなくて、建築ができないというところが結構多々あったりとかして、みんなこの道路とかもこういう感じになるので、事務局側に、多分今までもやっていたと思うのですが、定期的に広報とかで、こういうふうな、昔はよかったけれども、今では違法になってしまうような、こういうふうな部分があると思うので、それは広報とかでまた周知徹底していただければなというふうに思った次第で、この場でちょっと申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 要望ということでよろしいですね。

これに関して何か説明はありますか。

○事務局（伊本和明君） ご意見ありがとうございます。事務局といたしましても、農地を別な用途に活用する場合は必ず転用申請しなければならない。過去でそういったものが出てきてしまうものもあるかとは思いますが、今後そういったことのないように、広報等やホームページを通じて、町民の皆さん、農地所有者の皆さんには、そういった農地を別な用途で活用する場合は農業委員会の許可が必要ですよというのは周知していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。特にはないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第4号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については終了いたします。

次に、議案第5号別紙1に進みます。

この案件に対して事務局長からの朗読と説明をお願いいたします。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である横田貢一推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（横田貢一君） 先ほどの申請の場所の南側に位置する畑の部分であります。隣接地等は、大川剛さんの住宅と目の前の畑が一部ありまして、その付近も太陽光設備が点々とされている地域でありますので、特に、本人がいわきのほうに居住を構えていまして、なかなか富岡のほうで耕作することがちょっと困難かなということで今回の申請になったと思われまして、特に問題はないと思います。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特にはないということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第5号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第5号別紙2に進みます。

事務局長より朗読と説明をお願いいたします。

よろしくをお願いします。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡邊しげ子推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（渡邊しげ子君） 渡邊です。これも日にちが4月9日、先ほどと同じで、メンバーも同じです。場所は、59、60ページを御覧ください。猪狩電気通信さんの畑より50メートルぐらい先に走って、左側へ入って、400メートルぐらい走った右側になります。ここも富岡木戸線122の西8東1という電柱が目印になります。当日は、行政書士の原田さんの立会いの下、現地調査に行ってきました。申請内容と相違なく、当日の話合いにおいては何ら問題が見られませんでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特にはないということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第5号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを終了します。

続きまして、議案第6号別紙1に進みます。

事務局長の朗読と説明を求めます。

よろしくをお願いします。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である横田貢一推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（横田貢一君） 69ページにですね。御覧いただきたいと思うのですが、場所は先ほど別件で申請がありました大川さんの申請場所から1つまたいで、東側にまたいだ場所になります。先に67の1と68は、67の1は山林かな、68が宅地だったのですけれども、そこはもうその会社が既に所有しておりまして、今回その先、南側にある82の場所だけで申請であったのですが、事業に必要なということで今回申請になった場所であります。この地域も、この地域というか、隣接地も特に耕作関係とか、そういったする分に何の問題もない土地でありますので、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐藤清隆君） 推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 6番、渡邊です。68ページの登記簿謄本の下の方の甲区、これを見ると、2番、条件付所有権移転仮登記ということで、平成30年11月27日売買ということで、これって、今まで利用していたのではないのですか、これ。今回この申請上がってきていますけれども、その現況はどうだったのですか、これ。それちょっと、横田さんでもいいですが、あるいは事務局でも、どちら

かからちょっと回答願いたいと思います。

○最適化推進委員（横田貢一君） 現況は、この82の部分は、下の基盤というのですか、盤のほうは碎石等で敷き詰められていまして、その上に黒土を敷き詰められて、畑というような状況は見られましたが、現地調査の中では、そういう状況なのですけれども。

○議長（佐藤清隆君） 渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 6番、渡邊です。ちょっと歯切れ悪いですが、事務局、伊本次長、これどういふふうに解釈されていましてか。ちょっとお願いします。

○事務局次長兼農地調整係長（伊本和明君） そちらの該当地番なのですけれども、現況は72ページの写真のような感じ、周りに碎石が入っていて、今横田推進委員がおっしゃられたとおり、該当地番のところには黒土が盛られているというのがまず現状です。今回の申請に至る前に、数か月前、ちょっといつだったか定かではないのですけれども、この農地、非農地の申請出てきました。黒土も入っていない状況で。碎石が敷かれている状態で、これは非農地なんかにはできない、むしろやるとすれば追認だったり、原形復旧してもらって、正式な転用申請してもらおうというような案件だということで、非農地とは認められていないです。その結果、事業所のほうで黒土をこちらの農地に敷いて、現況、完全な農地かどうかというところ、正直厳しいところではあるとは思いますが、事業所のほうで黒土を敷いて、農地のような状況に戻した上で転用申請をいただいたというのが経過でございます。

○議長（佐藤清隆君） 渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 確認ですけれども、そうすると今まで、売買はされていたけれども、条件付で、使用していなかったということによろしいですね。今回の申請に至ったという解釈でよろしいですね。了解です。

○議長（佐藤清隆君） そのほか皆さんのほうから質問はございますか。特にはないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、特に質疑なしということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第6号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了いたします。

---

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で皆様のほうからは何かございますか。

事務局のほうからどうぞ。

○事務局主事（木下裕太君） 事務局の木下です。私のほうからその他、（1）の現況確認申請についての報告をさせていただきます。

お手元にある別表1の資料を御覧ください。まず、地番が富岡町大字毛萱字前川原693ほか2筆となっていて、場所なのですけれども、この資料の8ページ、9ページをご確認ください。こちらの場所が災害危険区域の場所となっていて、今後農地としての活用がなく、現況地目と登記地目を一致させるという目的で、4月9日の現地調査により、非農地という判断をされました。

説明は以上になります。

○議長（佐藤清隆君） それでは、事務局、星さんからどうぞ。

○事務局主事（星 亜紗美君） 事務局の星です。私から営農型太陽光発電設備の農地パトロールの状況報告についてお伝えいたします。

別表2を御覧ください。A3のです。こちらは、8月に実施した営農型発電の農地パトロールで、除草がされていない箇所とか、生育不足の場所について、該当する企業に指導通知書を送らせていただきました。その結果として、指導の内容に合わせた改善や対策を行ったと事務局のほうに報告書の提出がありました。これは、その地番と指導箇所、あと改善作業の日にちをまとめた一覧表になっております。報告書には、改善前と改善後の圃場の写真を地番ごとに頂きました。事務局のほうで改善されていることの確認をいたしました。

今後も農業委員、推進委員の皆様には日頃から担当地区の遊休農地や営農型太陽光発電設備の農地の見回りを行い、積極的な農地パトロールを実施していただくようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長（佐藤清隆君） 続いて、事務局長より今年の体制ということで。

○事務局長（佐藤美津浩君） 別表の3を御覧ください。こちらが農業委員会の事務局及び農林水産課の組織改正図になります。左側に農業委員会の事務局の体制を記載してございます。右側に農林水産課の体制を記載しております。一番右側のほうになりますけれども、農林土木係というところで、駒田係長以下7名で、農業基盤の整備、それから農地の整備、それからあと水利施設等の保全管理とか、そういったところを担っていくところになりますので、参考にいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 次に、伊本さんのほうから。

○事務局次長兼農地調整係長（伊本和明君） それでは、私のほうから別表4、令和8年度の重点施策及び重点事業についてご説明します。

こちら農業委員会事務局として重点的にやっていくことを記載しております。内容といたしましては、正直去年とほぼほぼ同じです。というのも、我々事務局としても、引き続き遊休農地の発生防止

であったり、農地の集約、集積というのを継続して努めていって、農地を守っていこうというふうに考えてございます。なので、中身としてはちょっと昨年とあまり代わり映えはないですが、このようにしております。よろしくお願いいたします。

○事務局主事（木下裕太君） 事務局の木下です。すみません。その他のその他という形になってしまっているのですが、2点ほどお伝えすることがありまして、まず1点目が、お手元にあります令和8年度総会等の日程等についてというもののなのですが、これ前回の総会のおきお配りしていたのですが、それで1点ちょっと修正箇所がありまして、2番の現地調査のところなのですが、ここが4番の番号が入っていたので、4番を削除して、繰り上げる形で修正をしました。なので、すみません、ちょっとここ誤りだったので、この点について申し訳ありませんでした。

2点目が令和7年度の親和会の決算報告についてなのですが、こちら今精算をしているところで、精算でき次第、皆様にお伝えさせていただきますので、こちらも併せてよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

---

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 以上で農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 （午前10時40分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年6月6日

委員

海谷昇

委員

猪狩秀信